

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意
 いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

事業所名称	NPO 法人 子育て支援グループ ひまわりのお家
事業所所在地	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 1396-3
電話/FAX 番号	TEL 029-243-9213 FAX 029-303-7960
従事業所名	NPO 法人 子育て支援グループ ひまわりのお家 すみよし分園
従事務所所在地	〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 192-48
電話/FAX 番号	TEL 029-247-0277 FAX 029-247-0278
代表者名	理事長 藤江 重樹
提供サービスの種類	1・児童発達支援 2・放課後等デイサービス
管理者	1 萩原 梢 2 舛井 明子
サービス利用 可能地域	水戸市、茨城町、大洗町、那珂市、ひたちなか市、城里町、 笠間市

2. 事業目的と運営方針

事業の目的	療育を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作等の指導 を行い、発達の援助を目的とします。
運営の方針	① 利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本動作や 集団生活への適応力等、児童の発達に応じた療育を行います。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福 祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努 めます。

3. 開設日及び開設時間

開設日	月曜日から日曜日 【開設時間】 午前7時30分から午後6時30分まで
休業日	児童発達支援 12月29日から1月3日まで 放課後等デイ 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日まで
サービス 提供時間 (対象年齢)	1・児童発達支援 (未就学児童) ① 2歳6ヶ月～未就学 午前9時から午後3時まで ② 午前8時30分から午後1時30分 (土曜日) 2・放課後等デイサービス (就学児童) ① 午後3時00分から午後6時00分まで ② 午前9時から午後2時まで (休校日) ③ 午前11時30分から午後4時30分 (土曜日) (但し、利用者の状態によって特に必要がある場合は、これらを変更す ることがあります。)
利用定員	1・児童発達支援10名 2・放課後等デイサービス10名

◎ 活動の内容等によって、変更することがあります。

4. 利用期間及び利用回数

受給者証に記載された支給期間及び支給量の範囲内です。引き続き利用する場合は受給者証の再交付が必要になります。

5. 職員体制

職種	児童発達支援	放課後等デイサービス
管理者	1名（常勤）	1名（常勤）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤）	1名（常勤）
保育士・児童指導員等有資格者	2名以上（常勤・非常勤）	2名以上（常勤・非常勤）

6. 事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「個別支援計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画書」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画書」は、市町村が決定した支給量(受給者証に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画書」は、利用者事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

- 利用者に対するサービス内容：
- ①日常生活の自立のための療育
 - ②集団生活への適応支援
 - ③社会的に自立するための支援
 - ④個々のニーズに応じた支援
 - ⑤発達相談や家族支援

(2) 利用料の支払い方法（契約書第5条参照）

- ① サービスについては、市町村から給付費が支給されます。
- ② 利用料は、サービス利用の都度または、月末でお支払いいただきます。

(3) その他の費用について

下記の費用等は、個人負担となります。

- ① 創作的活動に係る材料費
- ② その他日常生活において通常必要となるものに係る費用等（別紙1参照）

(4) 利用負担額の上限等について

給付費対象サービス利用者負担額は、市町村が児童福祉法に基づき上限を定めています。

(5) 償還払い

給付費を事業者が代理受領を行わない場合は、給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると支援費が支給されます。）

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

利用者は、利用予定日の前に、「個別支援計画書」で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する注意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。また、通所の際は受給者証を提示ください。

(2) 通所の原則

事業所への通所は保護者の責任において行うものとします。送迎者が保護者以外である時には、必ず事前連絡と事前登録が必要になります。

(3) 欠席・遅刻等の連絡

欠席、遅刻する場合は、利用時間前に必ず連絡してください。また、迎えの時間が遅くなる場合においても、事前に必ず連絡を入れてください。

(4) その他事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具、敷地は本来の用途に従ってご利用ください。 故意に、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合は、保護者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に関する責任は、園で負う事はできませんので、予めご了承ください。
宗教・政治・営利活動	利用者には思想・宗教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますので、予めご了承ください。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護については、十分な配慮をいたします。

8. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及びサービス内容などを記録しその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書9条参照)

当事業所では、関係法令及び個人情報保護条例に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 損害賠償

(1) 事業者は、サービスの提供時に事故が発生した場合は、保護者及び関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

加入保険内容

当事業所は、下記の損害賠償・NPO 保険に加入しています。業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	
保険名	施設所有者賠償責任保険	生産物賠償責任保険
保険対象活動	園の管理下中における活動（各行事・園外活動等）	
補償金額	死亡後遺 500 万円 入院日額 2,000 円 通院日額 2,000 円	

*但し、利用者本人の過失損害については、個人負担になりますので、予めご了承ください。

10. 苦情申し立て先（契約書第11条参照）

苦情解決責任者	NPO 法人 子育て支援グループ ひまわりのお家 理事長 藤江 重樹	
苦情受付担当者	【児童発達支援】萩原 梢	【放課後等デイ】舛井 明子
受付時間	午前9時00分から午後5時00分	
連絡先	【児童発達支援】029-243-9213 【放課後等デイ】029-247-0277	
水戸市障害福祉課	水戸市中央1-4-1	電話 029-350-8053(直通)
ひたちなか市社会福祉課	ひたちなか市東石川2-10-1	電話 029-273-0111(代表)
笠間市社会福祉課	笠間市中央3-2-1	電話 0296-77-1101(代表)
茨城町社会福祉課	茨城町大字小堤1080	電話 029-292-1111(代表)
小美玉市社会福祉課	小美玉市上玉里1122	電話 0299-48-1111(代表)
大洗町福祉課	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	電話 029-267-5111(代表)
城里町役場健康福祉課	東茨城郡城里町石塚1428-25	電話 029-288-3111(代表)
東海村なごみ総合センター	那珂郡東海村東海3-7-1	電話 029-287-2525(直通)
那珂市社会福祉課	那珂市福田1819-5	電話 029-298-1111 (代表)

11. 第三者評価

実施していません

12. 健康管理・協力医療機関

サービス時間内に発生した事故や急病について、早急な対応が必要な場合、保護者へ連絡をし、同意を得てから、事業者が医療機関へ連れていきます。

なお、その他の通院に関しては原則として保護者に行っていただきます。

医療機関名	所在地	電話番号
上甲医院	水戸市本町3-1-8	029-221-5752
ひかり歯科	水戸市南町河和田町185-5	029-255-6480